

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 倉吉市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3 %
全職員	72.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.3 %
本庁課長相当職	98.3 %
本庁課長補佐相当職	97.3 %
本庁係長相当職	101.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.4 %
31～35年	90.5 %
26～30年	91.4 %
21～25年	90.4 %
16～20年	91.1 %
11～15年	94.0 %
6～10年	93.0 %
1～5年	86.5 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、一時的に任用する日額・時間額の職員は除く。
- ・男女毎の職員区分別割合が、男性・・・正職員：31.7%、会計年度任用職員：9.0%、再任用任期付職員：0.9%、女性・・・正職員：23.7%、会計年度任用職員：33.6%、再任用任期付職員：1.1%となっており、給与水準の低い会計年度任用職員が占める割合は、女性の方が高いため、全職員の男女の給与の差異として表れている。
- ・扶養手当、住居手当を世帯主となっている男性に支給している場合が多いため、勤続年数別の差異に表れている。(各手当支給額のうち、男性支給割合：扶養手当 72.7%、住居手当 65.2%)
- ・勤続年数1～5年の区分には、県及び県教育委員会からの出向職員を含んでいるが、令和5年度は例年より男性の管理・監督職員を多く受入れたため、当該区分における差異の要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。